

## 浜松市特定個人情報等監査委員会要綱

### (設置)

第1条 個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)について、浜松市個人情報の適正管理に関する要綱の規定に基づく監査を実施するに当たり、当該監査結果の検証を適正かつ円滑に行うため、浜松市特定個人情報等監査委員会(以下「監査委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 監査委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 浜松市個人情報の適正管理に関する要綱第15条第3項の規定による監査結果を検証し、必要に応じて対処方法を指示すること。
- (2) 前号の監査結果の検証を踏まえて、本市における特定個人情報等の管理に係る事務の見直し等について意見を述べること。

### (組織)

第3条 監査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には総務部長、副委員長には企画調整部長をもって充てる。
- 3 委員には、別記1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、監査委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 監査委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 監査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 監査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議を開く時間的余裕がないと認めた場合又は会議を招集して検証を行う必要がないと認めた場合は、委員に回議して、これに代えることができる。
- 5 監査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 監査委員会の庶務は、文書行政課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、監査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

別記1（第3条関係）

文書行政課長、政策法務課経営推進担当課長、情報政策課長